

社会福祉法人古座川町社会福祉協議会

役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人古座川町社会福祉協議会(以下「本会」という。)役員等の報酬及び旅費について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 各種委員会委員
- (6) その他会長が特に必要と認めた者

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、日額6,500円とする。ただし、立場によっては無報酬とすることができる。

(旅費)

第4条 役員等の旅費については、本会事務局職員の支給額に準ずる。ただし、町内の旅費については、ふるさとバスの料金とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要あるときは、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。